

住宅リフォーム補助ブロック塀等の撤去

1 補助制度の対象

- 通学路等又は道路等に面する高さ **0.6メートル以上**のブロック塀等で、地震時に転倒及び倒壊の危険性のあるもの

2 補助対象となる工事

● 撤去工事

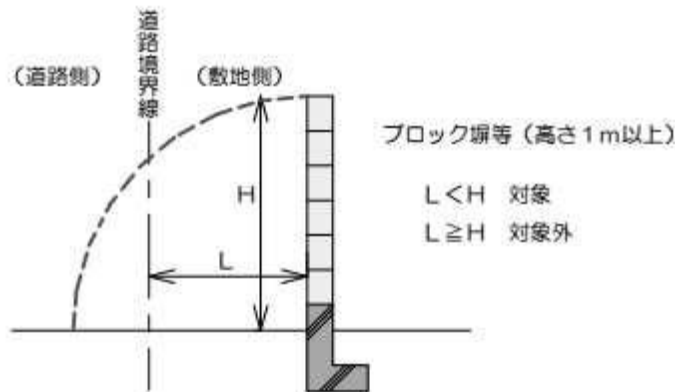
既存ブロック塀等の全部を解体し、撤去すること又はブロック塀等が接する道路からの高さを **0.6メートル未満**にすることをいいます。※2段以下を想定しています。

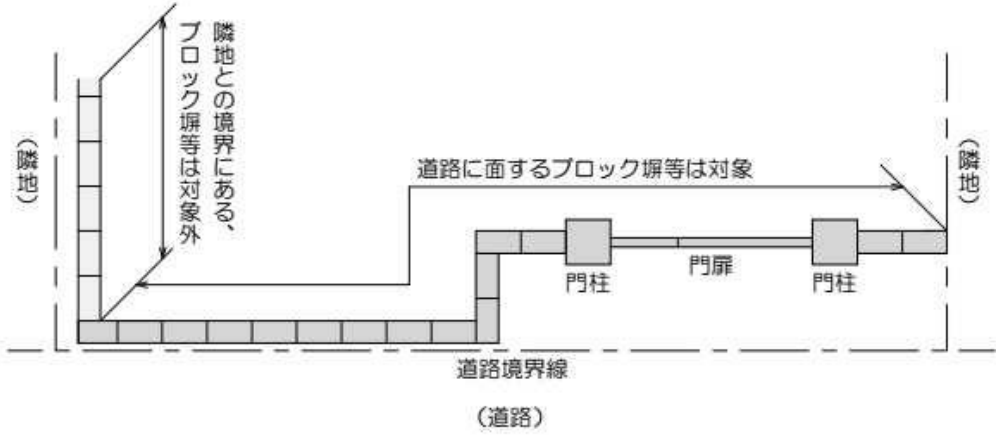
● 新設工事

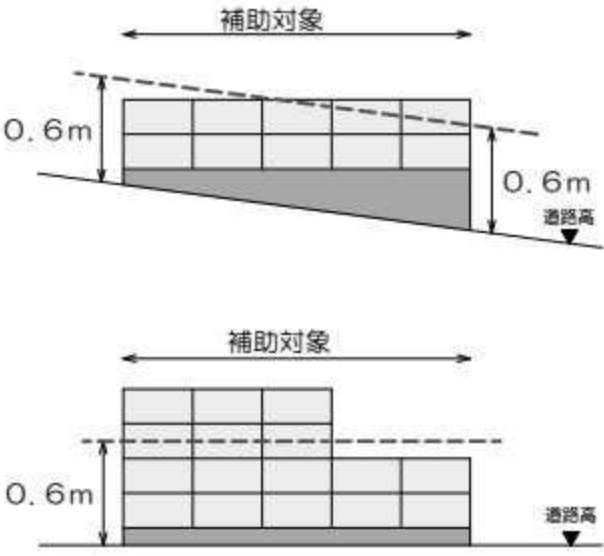
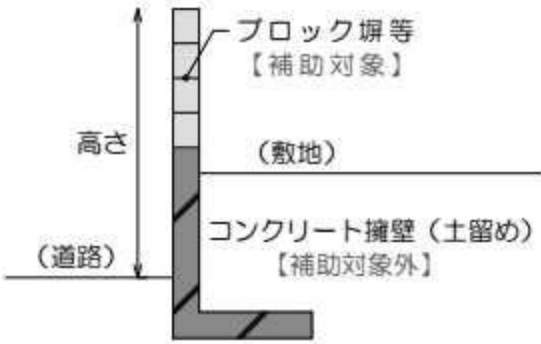
ブロック塀等の解体、撤去と同時に行う、軽量なフェンス等又は生垣を新設する工事

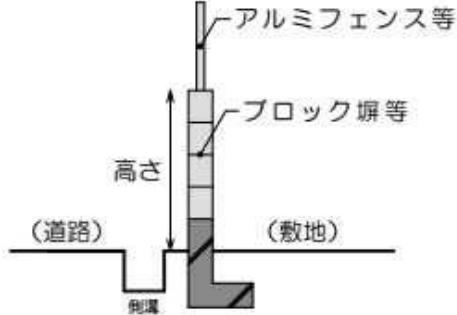
3 住宅リフォーム（ブロック塀等の撤去）Q&A

Q1	「通学路等」とは？
A1	市内小学校長指定の通学路、児童宅から学校長指定の通学路までの通路、学校から放課後児童クラブまでの経路をいいます。
Q2	「道路等」とは？
A2	通学路以外の道路、公園その他一般の用に供するもので、不特定多数の者が通行する場所をいいます。
Q3	「通学路等又は道路等に面する」とは？
A3	道路内に転倒（倒壊）する高さを有することをいいます。 ブロック塀等の高さ（H）が、道路境界線からブロック塀等までの水平後退距離（L）を超える場合は、道路に面することになります。



Q4	「ブロック塀等」とは？
A4	<ul style="list-style-type: none"> • コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀 • 組み立て式コンクリート塀、土塀、瓦屋根が載った板塀など、石の列柱塀など。 • アルミフェンス、トタン塀・板塀など軽い素材の塀、鉄筋コンクリート造の塀や、擁壁のみの場合は対象になりません。
Q5	「軽量なフェンス等」とは？
A5	ネットフェンス、アルミフェンス、その他これらに類する塀をいいます。
Q6	新設工事の補助対象となる工事範囲は？
A6	「軽量なフェンス等」を新設する工事は、補助対象のブロック塀等を撤去した範囲内になります。
Q7	補助対象となる除却費用はブロック塀の運搬・処分費も含まれますか？
A7	含まれます。
Q8	隣の家との敷地の境界部分にあるブロック塀も補助対象になりますか？
A8	<p>対象になりません。道路等に面する部分のみが補助対象となります。</p> 
Q9	ブロック塀が道路に面していない部分と一体の場合、補助対象は？
A9	道路に面する部分のみが補助対象となります。一体で工事を行う場合は、見積書を分けるか、補助対象部分が判別（総延長、該当箇所の延長、高さを記載）できるように書類を作成してください。

Q10	道路とブロック塀との間に水路があるが、補助対象になりますか？
A10	ブロック塀の高さが道路面から0.6メートル以上かつ当該水路幅以上あれば補助対象となります。【Q3参考】
Q11	傾斜地にブロック塀があり、道路面からの高さが異なるが、補助対象になりますか？
A11	<p>一部でも道路面からの高さが0.6メートル以上の位置にブロック塀があれば、構造上一体の部分は全て補助対象となります。</p> 
Q12	道路面より高い擁壁の上にブロック塀があるが、補助対象になりますか？ また、土留めのためコンクリート壁の撤去工事は補助対象になりますか？
A12	<ul style="list-style-type: none"> 道路面からブロック塀の高さ（擁壁部分を含む）が0.6メートル以上あれば補助対象となります。 コンクリート壁の土留めの部分は、ブロック塀ではなく擁壁とみなされるため、その撤去工事は補助対象になりません。 

Q13	フェンスと混用のブロック塀の場合、補助対象になりますか？				
A13	<p>構造上一体であり、道路面からの高さが0.6メートル以上の位置にブロック塀があれば補助対象となります。</p> 				
Q14	ブロック塀除却後にフェンスを設置したいが、補助対象になりますか？				
A14	<p>補助対象になります。除却工事と新設工事を併せた費用が補助対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="491 943 1193 1346"> <tr> <td>ブロック塀等の撤去工事のみ (○補助対象)</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等の撤去工事 (○補助対象) + 軽量フェンス等の新設工事 (○補助対象)</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等の撤去工事 (○補助対象) + ブロック塀等の新設工事 (×補助対象外)</td> </tr> <tr> <td>軽量フェンス等の新設工事のみ (×補助対象外)</td> </tr> </table>	ブロック塀等の撤去工事のみ (○補助対象)	ブロック塀等の撤去工事 (○補助対象) + 軽量フェンス等の新設工事 (○補助対象)	ブロック塀等の撤去工事 (○補助対象) + ブロック塀等の新設工事 (×補助対象外)	軽量フェンス等の新設工事のみ (×補助対象外)
ブロック塀等の撤去工事のみ (○補助対象)					
ブロック塀等の撤去工事 (○補助対象) + 軽量フェンス等の新設工事 (○補助対象)					
ブロック塀等の撤去工事 (○補助対象) + ブロック塀等の新設工事 (×補助対象外)					
軽量フェンス等の新設工事のみ (×補助対象外)					
Q15	既存ブロック塀の補強工事費用については、補助対象になりますか？				
A15	対象になりません。除却工事に要する費用のみ補助対象となります。				
Q16	除却工事にかかる費用としてどのようなものが補助対象となりますか？				
A16	撤去費、処分費、運搬費、仮設費、安全対策費（交通誘導員等）、撤去部分の補修費（モルタル笠木、整地等）、工具・消耗品費、諸経費等が対象となります。ご不明な点はお問い合わせください。				
Q17	門扉の撤去費用も補助対象になりますか？				
A17	本補助事業の対象となるブロック塀と一体となり、道路等に面している門扉の撤去については補助対象となります。				

Q18 前面道路の幅員が4メートル未満の場合、制限がありますか？

A18 ・この補助を受ける場合において、軽量なフェンス等又は門の新設にあたり、道路等の中心から2メートル以上後退が必要なことがあります。

